

平成28年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成28年7月12日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月12日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 7月12日 午前11時44分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番 仙才守 9番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第2号 平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第3号 勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況ですが，7月2日，勝浦町で開催された婦人会ミニ運動会に私が出席しました。

7月4日，勝浦町で開催された平成28年度勝浦郡人権教育推進協議会総会及び研修会に美馬議員と私が出席しました。

7月6日から7月8日まで，神奈川県大磯町及び山梨県昭和町において議会広報常任委員会所管事項調査を行いました。

7月11日，勝浦町で開催された勝浦町学校給食センター運営委員会及び第1回勝浦町学校における食育推進委員会に井出議員が出席しました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成28年勝浦町マラソン議会若あゆ会議における会議録署名議員は，1番仙才議員，9番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

6月29日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程ではありますが、本日第一読会を、25日から26日にかけて一般質問を行い、27日に第二、第三読会を予定といたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、この7月会議における第一読会での全ての議案審議は、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第4、議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第4号、勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成28年勝浦町マラソン議会若あゆ会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席をいただきまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町行政の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

さて、議会の通年会期制が導入されまして3年が経過をいたしました。議員の皆様方におかれましては、日ごろから議会の活性化、また開かれた議会を目指して議会改革に取り組まれていることに対しまして、改めまして敬意を表する次第でございます。

こうした議会の活性化、開かれた議会への取り組みといたしまして、6月議会の開催日であります6月29日には、本町で初めての子ども議会が開催されました。今回開催されました子ども議会は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことから、子供たちにも議会の仕組みや政治につきまして学んでいただくための企画がされまして、生比奈、横瀬両小学校の6年生、そして勝浦中学校3年生の計82名の児童・生徒の皆さんにご参加をいただきまして、町の活性化や、これからのまちづくりなどにつきまして質問や要望、提言をいただきました。参加をされました児童・生徒の皆さんからは、議会がどんなことをしているのかよくわかったなどの意見をいただいたことから、企画の目的が果たせたのではないかと考えております。また、勝浦町の将来を担う子供たちから貴重な生の声を聞けたことは、今後の町政運営に大いに役立つものと考えておるところでもございます。今後とも議会のさらなる活性化、ひいては町の活性化にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

7月1日には、保護司会の皆様方が安倍内閣総理大臣のメッセージを携えまして、社会を明るくする運動への取り組みに対する町としての協力の要望にお越しをいただきました。過ちを犯した人が二度と過ち繰り返さず立ち直るためにも、生活基盤の確保を初め、官と民が連携した息の長いケアを行うことが欠かせません。町といたしましても、関係機関と連携をしながら、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

7月2日には、勝浦町町民体育館におきまして、勝浦町婦人会ミニ運動会が開催されました。運動会では、工夫を凝らした種目を企画されておりまして、私自身も競技に参加をさせていただきまして、全員の皆様方と楽しく親睦を図らせていただいたところでもございます。勝浦町婦人会の皆様方におかれましては、日ごろから町勢発展のために、何かとご尽力をいただいております。この場をおかりをいたしまして、改めて厚く御礼を申し上げますとともに、引き続きまして、その活動を支援してまいりたいと考えております。

7月4日には、勝浦郡人権教育推進協議会の総会、研修会が開催されました。みんなの幸せを求めてと題しまして四国大学の瀬部先生からご講演をいただきました。町といたしましても、引き続きまして人権教育啓発活動の推進に努めてまいり所存でございます。

7月10日には、第24回の参議院議員通常選挙の投開票が行われました。選挙の結果につきましては、既に皆様方、議員の皆様方ご承知のとおりでございますが、本町といたしましても、今後とも国政の動向を十分注視しながら、しっかりと情報収集に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,888万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,432万7,000円とするものであります。

議案第2号は、平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の総額に673万7,000円を追加し6億8,713万6,000円、病院事業費用の総額に673万7,000円を追加し6億8,713万6,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の補正額についてであります。まず資本的収入の補正額につきましては、資本的収入の総額に75万6,000円を追加し1,034万2,000円、資本的支出の補正額につきましては、資本的支出の総額に151万2,000円を追加し1,211万4,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額177万2,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

議案第3号、勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、徳島県の医療制度改正によりまして、ひとり親家庭医療費助成事業で助成方法が変更されることに伴いまして、ひとり親家庭に対する医療費の助成に関して定めた本町の条例について必要な規定の改正を行うものであります。

議案第4号は、勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結についてであります。

これは、勝浦町子育て交流支援センターにつきまして、現有施設の老朽化に伴いま

して施設の改築工事を施工するため、指名競争入札によりまして工事の請負人を定め、その者と契約を締結するに当たりまして、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 議案第1号から議案第4号について町長の説明は終了しました。

議案第1号についての詳細説明を関係課長に求めます。

まず、野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）でございますが、初めに2ページをお開きください。

今回の補正予算の歳入は、特定財源といたしまして、13款2項国庫補助金、補正額770万1,000円。内訳につきましては、教育費国庫補助金417万7,000円、総務費国庫補助金352万4,000円です。

その下、14款2項県補助金、補正額350万円につきましては、産業交流課関係のとくしま回帰推進支援補助金でございます。

2行飛ばしまして、19款3項雑入、補正額103万円の内訳は、企画総務課関係の市町村振興協会交付金の100万円、その他雑入といたしまして3万円でございます。

すぐ上に戻っていただきまして一般財源といたしましては、18款1項繰越金、補正額1,664万9,000円を追加補正いたしております。

3ページをごらんください。

歳出は、2款総務費、補正額1,578万9,000円を追加補正するもので、内訳は、1項総務管理費、企画総務課関係予算といたしまして補正額783万7,000円を、2項では企画費補正額795万2,000円につきましては、地方創生総合戦略の中の広域連携事業関係予算といたしまして122万2,000円、地域活性化協会関係予算といたしまして673万円を追加補正いたします。

4款1項保健衛生費、補正額318万1,000円につきましては、勝浦町病院事業特別会

計への繰出金で県医師派遣追加分及び建設改良費に係るものでございます。詳しくは議案第2号で説明をいたします。

6款1項商工費、補正額249万9,000円の減額補正でございますが、2款2項企画費で計上しました地域活性化協会に係る追加補正と重複するものについての減額補正でございます。

9款2項小学校費、補正額1,240万9,000円を追加補正するもので、横瀬小学校改修に係る補正予算でございます。

企画総務課関係の補正予算につきましては、事項別明細の3で説明させていただきます。

8ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費につきましては、13節委託料で補正額783万7,000円で、社会保障及び税番号制度に対応するための情報提供ネットワークシステム等の総合運用テストを実施し、本稼働に備えるための業務委託でございます。

財源といたしましては、歳入13款2項8目総務費国庫補助金のうち、総務省関係の住民基本台帳地方税団体内統合宛名の各システムのための国庫補助金150万円及び厚生労働省関係の障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理各システムのための国庫補助金202万4,000円、計352万4,000円が充当されます。

なお、この情報提供ネットワークシステムの総合運用テストの概要とスケジュールにつきましては、本日お配りいたしました企画総務課の参考資料1ページ目と2ページ目でございますので、ごらんいただけたらと思います。

続きまして、2項企画費、1目企画費、補正額795万2,000円につきましては、かつうら創生総合戦略の中の事業となっておりますが、このうち企画総務課関係予算といたしましては122万2,000円で、1点は上那賀町との知名度向上交流連携事業で、県内大学と連携し勝浦町でみかん収穫体験、那賀町でユズ収穫体験を実施するものでございます。貸し切りバス借上げ料、宿泊施設使用料、PR用経費などが主な経費で112万4,000円でございます。もう一点、上勝町と連携して実施する中学校部活動連携事業の9万8,000円と合わせましての補正予算となっております。

この財源といたしまして、19款諸収入、3項雑入、5目雑入の市町村振興協会市町村交付金100万円、それから参加者負担金3万円、計103万円が充当されます。この事業の詳しい経費につきましては、同じく企画総務課関係の参考資料3ページ目にお示しさせていただいております。

以上、企画総務課関係の一般会計補正予算詳細説明でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 続きます、議案第1号、勝浦町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明をいたします。

まず、産業交流課関係の一般会計補正予算でございますが、8ページをお開きください。

事項別明細3、歳出で説明させていただきます。

2款総務費、2項企画費、1目企画費については、地方創生関連の産業交流課関係予算でございます。平成28年6月23日に設立いたしました勝浦町地域活性化協会補助金について673万円を増額補正するものでございます。19節負担金補助及び交付金673万円、勝浦町地域活性化協会補助金の内訳につきましては、8月以降の活性化協会運営のための人件費——常勤2名及び非常勤1名でございます、及び車両及びパソコンリース料として548万円、及び事業費といたしまして、講師謝礼、印刷製本費、体験施設使用料、バス借り上げ料等で125万円でございます。

財源として歳入といたしましては、6ページをお開きください。

中央部の表で、14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節企画費県補助金、とくしま回帰推進支援補助金350万円が充当されます。

また、増額提案にいたしました活性化協会補助金に含まれます一般会計既決予算の減額補正提案でございます。

9ページの中央部表をごらんください。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、19節の負担金補助及び交付金、町観光協会補助金につきましては、55万円全額を減額補正提案といたしまして、下段の6款商工費、1項商工費、3目地域交流推進費では、8月以降の経費といたしまして、7節賃金162万9,000円及び14節使用料及び賃借料の32万円の合計194万9,000円を減額補正提案するものでございます。

以上で産業交流課関係の一般会計補正予算の詳細説明を終わります。

○議長（国清一治君）　続きます、河野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君）　教育委員会から議案第1号、勝浦町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

9款教育費，2項1目学校管理費で補正額1,240万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳としましては，13節委託料118万8,000円ですが，これは横瀬小学校バリアフリー対応改修工事の設計監理委託料でございます。また，15節工事請負費1,122万1,000円，こちらのほうは改修工事の全体の請負費でございます。

この改修工事の目的でございますけれども，簡潔に申しますと，横瀬小学校在学の障害を持つ児童の学習環境を改善するため，また障害のある児童の転入学に対応できる学校づくり，それから保護者教育活動への地域の人材の受け入れ，また来校者のためのバリアフリー化，地震等の災害時における地域の避難所としての役割を果たすことなどを踏まえて行う工事でございます。

また，工事の内容でございますけれども，1つ目は障害者トイレとシャワー室を完備しました保健室の整備，2つ目は正面玄関内のスロープの設置，3つ目には校舎東側の体育館渡り廊下へのスロープの設置，それから4つ目には2階へ上がります階段昇降機の設置でございます。

また，この改修工事に伴います財源の内訳でございますけれども，特定財源としまして国庫支出金が3分の1補助で417万円余り，それから残り823万円余りが一般財源となります。

詳細は，6ページをお開きいただきたいと思っております。

上段のほうになりますけれども，13款国庫支出金，2項6目教育費国庫補助金の補正額417万7,000円であります。こちらの補助金は，学校施設環境改善交付金となります。こちらのほうを工事に充当させていただきます。

以上で教育委員会のほうからの詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（国清一治君）　続いて，議案第2号についての詳細説明を山田病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 議案第2号，勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが，今回の補正の主な内容といたしまして2点ほどございます。

1つは，地域包括ケア入院管理に係る病床を設けるためのものと，もう一点は県からの医師派遣に係る派遣日が本年4月1日以降，週1日増加いたしました関係に伴う委託料の増額補正でございます。

地域包括ケア入院管理に係る病床について若干説明させていただきますと，これは国が進める地域包括ケアシステムの構築のかなめの一つといたしまして位置づけをされております。これは入院治療後に病状が安定した患者様に対しまして，効率的かつ密度の高いリハビリ等を行いまして，在宅復帰を目指す病床でございます。これを実施するためには，施設の条件がございまして，これを満たすための補正となっております。

それでは，詳細のほうを予算書のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

まず，収益的収入支出でございますけれども，予算書の3ページのほうをお開きいただければと思えます。

支出のほうからご説明をさせていただきます。

まず，下の2の支出の表でございますが，項の欄，医業費用では673万7,000円を増額補正するものでございます。内訳といたしましては，給与費で地域包括ケア病床専任の理学療法士等を1名，9月から新規採用するための費用でございまして，その給与手当，賞与引当金，法定福利，法定福利費繰入額でございます。あと，経費の分でございますが，地域包括ケア病床の消耗品でございます。こちらのほうは10万円増額をいたしております。

あと，経費の13の委託料でございますが，こちらのほうは，先ほど申しました県からの派遣医師に対する委託料を242万5,000円増額補正をいたしております。

収入につきまして，上の段の収入でございますが，こちらにつきましては，医業収益として431万2,000円を増額補正をいたしております。項の欄，医業外収益でございますが，他会計負担金でございまして，こちらのほうは医師の派遣に係る費用ということで，町の繰り出し基準に基づいて242万5,000円を増額補正するものでございま

す。これによりまして、収益的収入支出額は、それぞれ6億8,713万6,000円というふうなこととなります。

次に、資本的収入及び支出でございます。

4ページのほうをごらんいただければと思います。

こちらのほうにつきましても、2番の支出のほうから説明をさせていただきます。

項の欄、建設改良費、機械購入費で151万2,000円の増額をいたしております。これは説明にも記載しておりますように、DPC調査ファイル出力システムということで、地域包括ケア病床の診療報酬、請求データを作成するためのソフト購入のものでございます。地域包括ケア病床設置の条件といたしまして、包括評価診療デジタルデータを作成いたしまして国の厚生支局のほうに提出をしなければなりません。このためのもをつくるためのソフトの費用でございます。

次に、収入でございます。

上段の1の収入でございますが、他会計負担金として75万6,000円の増額でございます。こちらのほうも、国の繰り出し基準に基づく建設改良費の一般会計負担分2分の1の額でございます。

資本的収入及び支出で、収入額が支出額に対して不足する177万2,000円は、収益勘定留保資金で補填をいたすことといたしております。

あと、ページを戻っていただくんですが、2ページのほうをごらんいただければと思います。

2ページの下段の第4条でございますが、こちらは議会の議決を経なければ流用できない経費を定めた金額の改定でございます。こちらのほうは、先ほど申し上げました理学療法士等の雇用の分で、給与費の変更に伴いまして補正を421万2,000円といたしまして、金額の上限を4億8,847万円に変更いたしましたものでございます。

なお、この特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金として一般会計のほうの繰出金を同額でいたしておりますので、ご決議のほどよろしく願います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第3号、議案第4号について大西福祉課長に詳細説明を求めます。

○福祉課長（大西博己君） それでは、議案第3号の詳細説明をさせていただきます。

本条例は、勝浦町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例ではございますが、ひとり親医療費に関する部分の改正でございます。

現行は、ひとり親家庭の医療費の助成方法が子供の義務教育終了前後で区別されております。従来、義務教育終了までは現物給付、つまり医療機関の窓口で支払いが不要で、義務教育終了後から18歳の年度末までは償還給付、医療機関の窓口で一旦支払った後に役場で払い戻しを受けるというふうに区別されておりました。制度改正に伴い、この区別をなくして、ひとり親医療費の受給者は全て現物給付で対応するための条例改正でございます。

条例の第2条関係の別表3は、この現物給付の対象者を定めており、同別表第4の償還給付の対象者を4に定めてございます。改正の要点は、全て現物給付になるので、別表4を削除し、別表3の対象年齢を義務教育終了前から18歳の年度末へと延ばします。

県の医療制度改正によるものですが、義務教育終了後から18歳の年度末までの子供のいるひとり親家庭では、同受給証を持っている子供の一部自己負担を医療機関の窓口で支払って、役場の窓口で領収書により償還払いの手続をする必要がなくなるという保護者のメリットもございます。

改正点を事前に配付しました新旧対照表で説明させていただきます。

説明資料、福祉課と書いてある分の1ページ目でございますが、表右側改正前の第2条、定義の規定で第4号を削除します。これは第4号、別表第4の区分で、ひとり親家庭の父母等のうち償還給付の対象者を定めたもの、第3号の対象者も第4号の対象者も18歳の年度末まで全て現物給付となりますので、別表第4の区分がなくなるので第4号は削除されます。

その下、第3条医療の助成の規定、上から3行目の中ほどに、第4号を削り、「のうち母子家庭の母又は父子家庭の父」を加えるとは、償還給付対象の親が現物給付の対象の親となっても、入院治療は現行どおり親も助成の対象になるということでございます。

その下、同上の給付等の次に「及び規則で定める額」というのは、入院治療でも現

行どおり規則に定めてある食事療養費は対象外ということでございます。

対照表の2ページをお願いします。

同条第3項第1号中の前条第1項「第1号及び第2号」をと改正前にあるのを「第1号又は第2号」に改め、同第3項第3号ただし書き中の「同法第9条及び第10条」とあるのを「同法第9条又は第10条」に改め、「同法第9条の2及び第11条」を「同法第9条の2又は第11条」に改めるということは、規定の根拠法でございます上位規定、高齢者の医療の確保に関する法律及び児童扶養手当法の改正によるものでございます。

同条第4項中「及び第3号」を「又は第3号」に改めるとは、第4号の区別がなくなるため、全て現物給付で対応できるようになるということでございます。

別表第3の項中「及び次表」を削るとは、第2条第4号に係る別表第4がなくなるということ、区別がなくなり別表第4が不要になるためでございます。

対照表の3ページに移ります。

「義務教育終了前の」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」と改めるとは、現物給付で対応できるケースが中学修了から18歳の年度末まで対応できるということでございます。

「(次表において「父母のない児童」という。)」を削るとは、ひとり親の子供も父母のない子供も同様に現物給付で対応できるため、削除するということでございます。

対照表が3ページの下から4のほうに移ります。

条例第2条第4号がなくなるということは、別表第4がなくなるということ。

議案第3号の改め文の末尾に移ります。

条例の施行日は、県の制度に準じまして平成28年10月1日から施行するいたします。

続きまして、議案第4号、勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結についての詳細説明でございますが、議案の次に添付してある仮契約書で、次のとおり工事請負契約を締結いたします。

1、契約の目的、勝浦町子育て交流支援センターの改築。

工事個所、勝浦郡勝浦町大字沼江。

契約の方法，指名競争入札。

契約の金額，6,477万8,400円。

契約の相手方，勝浦町大字沼江字平間95番地，株式会社大高工務店，代表取締役大高貴夫でございます。

なお，具体的な工事日程につきましては，本契約後に現場説明から協議することになります，取り壊し作業にはアスベスト処理等の専門技術を要しますので，着工予定は8月に入ってからになるかと思えます。

施設利用者につきましては，7月26日のイベント親子ヨガ教室が最後となり，完成後再開できるまでの間は，住民福祉センターと他の施設で活動は継続する予定でございます。施設内の備品は，7月中に沼江石原集会所及び福祉課所管の公共施設に分散して一時保管する予定です。

議案第3号と議案第4号の詳細説明は以上です。

○議長（国清一治君） 以上で議案第1号から議案第4号までの詳細説明は終わりました。

議事日程の都合により，10時30分まで休憩といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（国清一治君） それでは，休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号から総括質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いいたします。

議案第1号，ございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第1号で2点ほどお願いします。

6ページの県支出金，とくしま回帰推進支援補助金ですけれども，特別委員会で説明があったときには，この補助金については，来年度以降は確定していないということだったんですけど，今回こうやって従来提案されていた金額から減額された今，現時点で来年度以降の実情は継続されるのかどうか，また未定なのかどうか，そこらあたりをお教えいただきたいと思えます。

○議長（国清一治君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 今年度につきましては、とくしま回帰推進支援補助金350万円が財源として充当されますけれども、来年度以降につきましては、今の段階では未確定ですが、使える財源を今からでも調査を続けていく必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（国清一治君） はい。

○5番（松田貴志君） 全体的になんですけれど、この地方創生関連の事業の補助金なり助成金、交付金等が想定より少ないような、当初大きくうたわれていたほどの財源の裏づけがないような感覚を持っとんです。そこらあたり、これから残り4年近くかけてこの総合戦略をなし遂げるに当たって、どこまで自主財源を投入していくべきなのか、いかざるを得んのか、また先ほど課長が答弁されたように、有利な補助金等を最大限活用できるようにいろいろ探されると思うんですけど、ここらあたり毎年毎年の実績を考慮して、また次年度に繰り越すかどうか、拡充また縮小するかどうかとかの見直し作業の中で、毎年考えていくことになると思うんですけど、どんなですか。

やっぱり効果的な事業っていうのは、この総合戦略期間中いかににかかわらず続けていくようになると思うんですけど、そこらあたりでも有利なものについては、補助金がなくとも自主財源、効果的なものには自主財源を積極的に投入していくっていうお心づもりがあるのかどうかっていう部分について参事のほうからお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議員おっしゃるように地方創生の交付金です、非常に充てられる経費っていうのが限られてきているというところはあるかと思えます。地方創生で、かつうら創生総合戦略を策定いたしたときに、いわゆるKPI、そういったものを見直しをかけながらとPDCAサイクル、そっちのほうのあれで、今その総合戦略を策定するときにお集まりいただいた委員さんについては、27年度の実績、それから28年度以降にする事業について報告なり、また見直しなりっていうのをかけていく必要があるかということ、近々日程10月ぐらいまでには一度開会したいということで担当のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） はい。

○5番（松田貴志君） もちろん会議招集してしっかりと検証してもほしいですし、私たち議員としても特別委員会を設けてますので、しっかりと注視していきたいと思えます。この点については置きたいと思えます。

もう一点。教育委員会関係の上勝町との合同部活の部分についてで、今回備品購入の部分で計上されていますけれども、私伺いたいののは、この春から合同の部活が始まって、一応場所的には勝浦中学校を利用しているという状況の中で、上勝町側、お互いメリットを享受して今回始まったわけですけれども、上勝側からの財政的な負担っていうものは現時点では発生していないんですか。逆に求めてもないんですか。そこらあたりの事情をお願いします。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 今議員がおっしゃられました上勝側からの負担は発生していないという答えにはなるんですけれども、向こうで必要な部分については、向こうのほうで予算をとってございまして、こちらこの合同に係る部分で勝浦的に必要な部分は今回上げておる、金額的には少ないんですけれども、それぞれで分担して行うということでやっておりますので、特にこちらから求められておるといふ負担はありません。

○議長（国清一治君） はい。

○5番（松田貴志君） 一応、一緒にするわけですから、今回のこの予算に関しても話をしたのかどうか、上勝にこういうものを購入するので幾らかを負担してくださいという話をしたのかどうかという部分についてはどうですか。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 今回の新しい事業について、上勝町との費用負担をどうしておるのかというご質問だろうというふうに思えます。

まず、今局長のほうから費用負担は求めておりませんというご回答をさせていただいたんですが、一部補足をさせていただきますと、活動の実態というのは議員ご存じのとおりで、上勝町の中学生の野球部とバレーボール部が勝浦中学校にやっけてきて、一緒に練習をして対外試合にも出てもらっておるといふ実態があります。その中で、毎日上勝中学校から勝浦中学校に通ってきて練習をして帰るといふ、ここの交通費の負担というのが上勝町にあります。その部分について、保護者の方にお問い合わせしとる分

もあるし、先生方をお願いしとるもんもありますが、ご存じのとおりで、町営バスを走らせてますので、町営バスでのそういった勝浦への往復というのがありまして、その町営バスの運行負担というのを上勝町に全額見てもらっております。町営バスというかスクールバスというか、両方捉まえていただいて結構かと思いますので、そういう面で、その部分について上勝町に費用負担を全部してもらっておりますので、今回提案をさせていただきました事業の中の上勝町としての連携の中で、その費用負担の部分について手を上げていただいておりますというのが上勝町での費用負担の実態であります。

一方、我が勝浦町においては、勝浦中学校の部活としても充実するであろうという、二股というんじゃないんですけれども、という意味で備品の充実というところで、今回議案提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（国清一治君） はい。

○5番（松田貴志君） 私冒頭に言うたように、お互いがメリットを享受していますので、今のご説明は理解しております。これから多分、こういった少額の金額ならまだしも、いろいろと対外試合、また仮に上勝に行くなり、また新たな設備を購入するなりしたときには、またその金額いかんによっては協議をする必要も出てくる場合もあると思うんですけど、しっかりそこらあたりの線引きっていうのは、ある程度上勝町とコミュニケーションを図って、しっかりと議会に対しても納得できる説明ができるような基準みたいなものはつくっておいてほしいなと思いますので。今後の課題としては、置いているほうが勝浦町として財政負担するに当たって、根拠となる部分は必要なのかなと思うんです。なあなあで置いておくには、上勝、勝浦の行政同士のかかわりとしては不純な部分があるのかなと思いますので、そこらあたりはきちっとしてほしいなとは思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 答弁要りませんか。

○5番（松田貴志君） はい。1番仙才議員を。

○議長（国清一治君） 1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） 総務管理費のところ、今回に限ったことではないとは思

んですが、社会保障・税番号制度システムの対応業務委託料ということで780万円というのが計上されておりまして、これが補正ということなんですけれども、この事業そのものは国の都合で勝浦町からこれをさせてほしいって言うたわけではなしに、向こうから言うてきた話だと思っんです。

それで、国のほうから350万円というお金をもらおうと。それに対して、こちらが一般財源で430万円を払わないかと、出さないかと。これは一般的に国のほうの見積もりが大体350万円あったらできるだろうということで、この補助、国と県の支出金が決まっているけれども、勝浦町の電算のシステムがいろいろ複雑だから430万円持ち出しが必要だということなんですか、それとも大体こんなもんなんですか。この辺のところについてお聞きしたい。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 経費面、費用総額です。

これにつきましては、勝浦町、パッケージを使ってのこういったそれぞれのシステムを稼働、使用、運用しているというところで、ほかの町村に比較してもほぼ同じ経費になるのではないかというふうに思います。

ただ、大きな市とか、徳島市とかであれば、自分のところの町で開発とかそういったものをされているので、これは聞くところではありますが、非常にこういった改正が出てくると担当されよる職員については苦勞するところがあるというところがございます。

また、もちろんこれ国の主導でこういった事業をしなければならぬということはあるかと思うんですが、町にとっても、今後もしこれが運用されたときに税の照会等を文書等で行っているところを、いわゆる全国的に集中されておるところで転入してきた人についても、その人の税情報が確認できるといったところのメリットはあるかと思っんです。

以上でございます。

○議長（国清一治君） はい。

○1番（仙才 守君） 他の自治体に比べてこれが高いということではない、こんなもんだという回答だったと思っんです。国か県のほうからの要請です、基本的にはシステム改修でありながら、こちらの持ち出しのほうが大きいはいかなものかなと

思って質問しました。

以上でございます。回答は結構です。

○議長（国清一治君） 6 番 節議員。

○6 番（節 公一君） 事業名で勝浦町那賀町知名度向上交流事業、このことについて二、三点質問したいと思うんですが、まず大学と連携してするということですが、これは大学のほうとは協議はできとるのか、それとももう直接何らかの形、チラシもつくるようになってんですが、学生のほうとするようになるのか。そこらあたりまず初めに聞かせてください。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 町の思惑どおりになるかどうかというのはわからないんですが、まず四国大学なりの、できればその看護課程の学生さんあたりをという思いはあったんですが、そこまでは決定っていうかそこだけっていうようなところはできないということで、四国大学の学生さん全体に、こういった事業の周知をさせていただいて募集をかけるというふうには今は事業を進めようとしております。

ただ、大学とは既にこういった事業をするということで、ご協力いただけるということでできておりますので。あと、学生募集をするためのPR用経費であるとかチラシの印刷等あるいはデザイン等の費用がかかるということで予算を計上させていただいております。

○議長（国清一治君） はい。

○6 番（節 公一君） それと次に、この事業主体、町のほうの。これは、どこがするんですか。本来なら、この趣旨から見たら活性化協会がするような仕事と思うんです。そのためにデザインもできる人も今度から常駐するわけやし、名前が交流でしょう、当然、勝浦町の知名度アップ。趣旨からいうたら、これは活性化協会がすべきと思うんですが。

すると、本来ならこの運営費として、活性化協会の補助金の中にこの分を入れて、活性化協会の中でこの事業を考えてどのようにするかっていうのが本来の姿と思うんですが、ここらあたりはどのように計画しとるんですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

小休します。

午前10時47分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） おっしゃるように、大学との協議の中で、できればこちらの思ったとおりの方向で進めれたらというところはあったんですが、学生全体に声をおかけするということで、おっしゃるとおり交流事業でございますので、取り組むべき主体が地域活性化協会で最終的にあってもよかったのかとは思いますが、始めたのが企画総務課で打ち出した関係上、また地方創生の取り組みということで、このあたりご了解いただけたらというふうに思います。

○議長（国清一治君） はい。

○6番（籾 公一君） 内容から見ても、どう見ても活性化協会の人にはふさわしいような内容なんです。もともとその看護学生っていうのは言われたいきさつはわからんのやけど、何でその看護学生という限定したのか、説明があったんを僕が聞き逃したんか、どうかわからんのやけど。普通見たら、ほんで大学やって別に一つの大学、ほら一番わかりやすいんは一つの大学でええとは思うんやけど。

活性化協会の今度これ予算も出てます、人件費も出とるでしょ。その人たち見たら、こんなんするにうってつけの感じやないですか、チラシをつくったりとか、いろいろ企画したりとか。そこらあたり実際、今度運用するようになってきたら、全くその人らには相談はかけんのですか。費用はどこが持つにしたって、予算上は企画でしとる、活性化協会ですとらんと言いながらも、実際の運用は活性化協会の人に入ってもろて、有効なとか効率的なアイデアもいっぱい持つとると思うんで、そういう事業にするべきと思うんですが、そこらはどうですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） おっしゃるとおりでございます。また、活性化協会は立ち上がったばかりで、それぞれ事業を抱えておる、どういった進め方をするというようなところもまだ協議はできておりませんが、今後この事業を進めるに当たって、こういった事業をする、あるいはかかわることができるかどうかといったような相談はかけたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） はい。

○6番（笹 公一君） ぜひ、前の特別委員会の際に副町長も活性化協会、行く行くは独自で事業を引き受けて自主財源的なものにも、そういうことも、将来的にですよ、考えとるといようなことは言われたと思うんで。ぜひこれ、できたらその活性化協会の仕事としても、ここが全部受けんでもええんですが、今回のことについて一緒に入ってやっていったほうがええと思います。これはぜひそうしてください。

どうですか、ほな副町長お願いします。

○議長（国清一治君） 副町長。

○副町長（藪下武史君） 今、笹議員さんからご提案をいただきました。

先ほど野上参事がお答えしたように、費用の事業費をどこにつけるかは別にしまして、今後こういったケースは多々出てくると思います。そういった場合には、地域活性化協会、若い頭脳が入りますので、こういった知恵をおかりしながら、委託をするのかどうかは今後のケース・バイ・ケースかとは思いますが、そういったご意見を踏まえまして、今後連携してしっかりとやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○6番（笹 公一君） はい。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 関連なんです。

まず初めに、説明資料なんです、いつも毎回同じことを言わせてもらっているんですが、議案書が配付される時になぜ説明資料が届かないのかということで、特に財源内訳、記録しても記入漏れがあってなかなか聞き取れんし、記入もできません。そしてまた、説明文書、私たちプロでないんで、この一般会計補正予算を見るからに中身が何かってわかるはずないんです。その何日かで調べるに当たって、この10人の議員が全ての課に、今回は何の補正があるのと聞きに行くっていうんで、仕事の邪魔のするんで、無駄なことだと思うんで、できたら、今詳細説明をしたことを資料としていただけないでしょうか。いつも議運でも言いよんですが、なかなか通りませんが、特にお願いしたいと思っております。

それで、関連で100万円の勝浦町と那賀町の交流事業なんです、財源内訳を聞き

逃しました。

それから、どんな大学生なのか。大学生だったら誰でもいいということではないと思うんで、どんな大学生なのか。そしてまた目的は、ここに書いてあるように知名度を上げて勝浦町を知ってもらってということなんだろうけど、それ一本では2,000枚のチラシをつくっても30名来てくれるでしょうか。そしてまた、1泊するんですよね。行程表もなし、どんなみかん狩り、1時間で終わりますよね、その後何するんですか、そんなことが全然わからないので。

学生たちも、どんな効果を勝浦町は期待しとんかっていうところが大事なんではないかと思うんで。もっと目的意識を持ってサークルに呼びかけるとか、地域活性化をどうしたいか、ましてやナース不足だったら過疎地域の医療はどうするのかと意見交換会を持ってもらうとか、そんなサークルに呼びかけるとか、いろんな方法があると思うんですが、中身がぼやけているように思うんですが、その点を聞きたいと思います。

○議長（国清一治君） さきの資料の問題と2点。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議案の資料というのは、非常に今事務も煩雑ですので検討はさせていただくんですが、できない場合も多いかなとは思っています。

それから、先ほどの連携事業のことですが、これ2点ございまして、説明もさせていただきましたが、上勝町との中学校の部活動の連携事業、それと那賀町との知名度向上交流事業ということで、両方で100万円の地域振興協会の交付金があります。それから、那賀町との交流事業につきましては、参加者からの負担金もいただくということで103万円全体で財源が入ってくるということとなっております。

内容としましては、ただ単にみかん狩りと、観光というのではなくて、収穫体験ということでお手伝いをいただきたいというような交流メニューでございます。ただ単に、みかんをとって食べて終わりというのではなくて、収穫作業をしていただくこと。これは、那賀町のユズの収穫についても同様ということでございます。

また、周知の方法につきましては、県内のタウン情報雑誌等に掲載しましての募集というのでも検討いたしております。そちらのほうで、学生の特定というのは当初考えていたところでは難しいかなということで、広く募集をかけるというふうなことで、タウン情報雑誌等に掲載をして募集をかけるというふうに今は進めております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） みかんお助け隊との位置関係というか、どんなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） みかん収穫お助け隊につきましては、本当に自分のアルバイトというか、仕事として入ってきていただきたいということで、昨年度そういった計画を私の前の課でしたというふうに思っております。今回の場合は、一時的な農作業体験、農業体験というところで、勝浦町の農村体験であるとか、農業体験であるとか、そういったことについて短期間での体験でございますので、もちろんそういったことに対して賃金を払うとかといったものはございませんので。

ただ、先ほど言いましたみかん収穫のお助け隊につきましては、ほぼ貯蔵みかん収穫時の一月間ぐらいを限定して入ってきていただいて、手間不足の農家を助けるというふうな制度として今、検討されているということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 中身を聞いていると、余計に産業交流課の事業ではないかかなと思うようになってきたんですが。最初の立ち上げに、私も一つだけ協力はさせてもらったんですが、ナース不足で大変なことはわかっておりますが、医療関係の大学生はすごく忙しくて、ただでサービスで来てくれるっていうことはまずない。何か目的を持ってこないと事業につながらないと思うんで、やっぱり最初の目的をしっかりと、はっきりしてなかったら、こういうような方向性が違ってくるんじゃないかなと。せっかく100万円の交付金があるんで、最初のうちに企画を60%しとったら、あとはもう事業を進めるだけでいいので、その60%のことにもっと力を入れてほしいなと思うんですが。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 当初の計画を、もう少し確定できる部分は確定させてからということで、以後の事業を取り組むときの取り組み姿勢ということで考えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 議案の説明資料なんですけど、自治法にもあると思うんで。議員が資料提出を求めたら、資料も提出しなければならないというところがあるんで。できたら、多分皆さん説明詳細資料は白紙でないと思うんで、つくってると思うんで、その簡単な部分だけでも提出していただけたらありがたいと思っております。効率よく議会運営ができると思うんです、その分また協力体制でお願いしたいと思っております。答弁は不要です。

○議長（国清一治君） いいですか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 交流事業関連で質問します。

先日も徳島新聞に那賀町の番茶の製造で大学生が体験ということで、記事が載っておりました。いろんな学生の体験で町村がやっているんだなと思ったんですが、1つ聞きたいのは、この勝浦町、那賀町の交流事業、那賀町にも同じ金額の補助金が出ているわけではないんですか。勝浦だけなんですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） これ考えているのが、1泊2日で勝浦町の農村体験をしていただいて、その後那賀町に行かれると。ただ、宿泊の費用であるとか広告、こういったものについては勝浦町が受け持つということで、那賀町については自分のとこでする金額10万円と聞いておりますが、その程度でということ聞いております。勝浦町の場合、宿泊してというような経費もございますので、そういったものが大きくなって勝浦町では90万円余りの交付金をいただくというふうになっております。

以上でございます。

○9番（井出美智子君） じゃあ、勝浦町に90万円、那賀町に10万円という配分で、この事業が行われるってということなんですね。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 那賀町のほうは10万円ということで、うちは90万円というのではなくて、中学校の部分も含めて100万円ということで、交付金を

いただくこととなっております。

○9番（井出美智子君） 交流事業っていう名前がついているから、二つの町にまたがらなければ交付金が出ないから、上勝と勝浦の交流でこれを使う、それで那賀町へ行くことで補助金が出るという縛りがある交付金なんですね。何で1泊2日なのに那賀町へ行くんだらうか、もったいないなと思ったけど、よくこれを読めば、両方の名前、交流しているという中身がなければ出ない交付金の中身だったんですね。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 他町と交流、一緒に連携をして、こういった事業を進めるということとなっております。だけん、この事業の名前につきましても、とくしま創生連携事業というふうになっておりまして、一市町村が行う事業ではなくて自治体間の連携が必要というふうになっております。

以上でございます。

○9番（井出美智子君） これまでも、東京の日本大学とか東洋大学の学生を受け入れて体験をするということはあったんですけど、町内の大学生が来てもらえるっていう機会はなかったので、この中身も地元の町民としっかり触れ合って、ただの農作業だけに、観光だけに終わらさないように、これからも勝浦と来てもらった学生との結びつきが残るような工夫のある、せっかくの機会ですので、この事業をやって終わりじゃなくて、大学とも引き続きつながりを持っていけるような、それから来てもらった学生にも引き続きリピーターとして勝浦へ来てくれるような、もう少し踏み込んだ、中身を練った上で、例えば勝浦町からソーシャルネットワークを通じて来てもらった学生に定期的に事業、こういうことをやってます、来てくださいっていうのを常に発信できるようつながりを持つ、それからお世話をいただいた大学に関しても、これをきっかけに勝浦町にどんどん来てもらえるような、そういったもう一工夫して、この補助金を使って、この事業だけで終わりということではなくて、これをきっかけにつながりを持っていけるような、そういう発想でこの事業をぜひとも取り組んでもらいたいと思って発言しました。

来て終わりじゃなくて、双方向でいろいろやっていける。こういう事業をやりませんが、このことについてどう思いますかという、向こうからのいろいろな、勝浦町に一回来てもらってるから、こういう事業を行う、周りの人に広めていただくには何が

必要ですか、どういうふうにやればいいですかという、来てもらった人からもっとも  
と勝浦町の参考になるような意見をもらえるような企画を工夫してもらいたいと思  
います。

以上です。

○議長（国清一治君） 答弁は。

○9番（井出美智子君） では一言。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 県内の大学につきましても、ここ二、三年、  
四国大学等につきましても、宿泊もしながら勝浦町の農業体験をしていただいている  
と。3年ほど続いているかなとは思いますが。

できれば議員おっしゃるように、これが継続して来ていただけるし、また何かのイ  
ベントのときについては大学生が参加していただく、できれば手伝っていただけるよ  
うなシステムづくりができたらいいなとは思いますが。また、そういったことについて  
も今後検討していきたいというふうには考えます。

○議長（国清一治君） 9番。

○9番（井出美智子君） いいですって言ったけど、もう一言。

せっかく徳大に新しい学部ができて、農業関係等の学部ができたので、徳島大学と  
も勝浦町の連携を強めていただければいいかなと思っております。

○議長（国清一治君） よろしいか。

ほかに議案第1号についてありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですが、私からも一言だけ。

先ほど、3番議員からの議案の詳細説明書。これ参事は、事務が煩雑でできないと  
は言いませんが、非常に事務が煩雑など、これは答弁にはなっていないので。これ  
は前の参事からずっと言ってきておりますので、ぜひ次回からは複雑なものでなくて  
結構なんで出すようにしてください。強く要請をしておきます。参事、お願いしま  
す。

それでは次に、議案第2号についての質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

勝浦病院特別会計。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 地域包括ケアのための病床っていうところで国が進めているっていうことですが、在宅復帰を目的にした病床と思うんですけど、もう一回詳しく説明していただきたいなと思います。新しく病床をつくるっていうことで、皆さんにもうちよつと具体的に知ってほしいなと思います。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 議員さんおっしゃるとおり、在宅復帰を目指して、在宅で元気に、できるだけ長い時間在宅で生活できるようにっていうことを目指すための病床でございます。

詳細で言いますと、現在ある病床の数床をそれ専用の病床というふうなことに指定いたしまして、大体基準といたしましては、1日に2単位のリハビリを集中的に行うことによって在宅復帰を進めたいというふうなことでございます。

まだはっきりとは確定しておりませんが、とりあえず病床を5床ほど指定したいというふうには考えております。

いろいろな施設基準がございまして、その準備に大体12月ぐらいまでかかるような予定でございます。一応は、12月1日からその病床の運用が開始できるようにということで今進めております。そのために、リハビリの実績とかというのが大体約3カ月ほどの実績をとらなければなりません。その実績を3カ月とるということで、逆算すると12月から3カ月前、9、10、11でその実績をとりたいと。そのために、先ほども申しましたけれども、理学療法士さんを1名、9月からの採用。最近の募集でございますので、早くとも9月からしかできないであろうというふうなことで、9月に採用された方を、理学療法士さんによって実績を3カ月積んで、許可を12月1日から取りたいというふうなことで進めております。

それにあわせて、機械のデータも約3カ月ほど、9月から厚生支局のほうに送ることも必要でございますので、そういうふうなことで今のところは予定をいたしております。

あと、看護師さんのほうにつきましても、看護必要度の調整をどのぐらい要るか、また在宅復帰の指導をどのようにするか、そういうふうなことを今現在も進めて検討

を行っているような状況でございます。

あと、診療報酬面では、包括での点数というふうなことになりますので、大体2,500点ぐらい、1日それで請求をされるようなことになろうかと思えます。ただ、今までは出来高払いですので、その期間中にいろいろな治療法があっても、その点数で請求をするような格好になるというふうなことでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） リハビリをして在宅復帰って回復リハビリ病棟っていうのもあるんですけど、その違いの区分け案はあるんですか。診療報酬が違うんは、どっちが高いっていうたら回復が高いと思っとんですが、違うんでしょうか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） そちらの回復リハビリ病棟の分について、私も勉強不足でございまして、細かい点については理解できておりません。そこはおわび申し上げたいと思います。

ただ、うちの病床でいろんな基準を考えますと、特別にそういうふうな、今回の地域包括ケアシステムの構築の中での必要な病床とすると、地域包括ケア、本来病棟というのと、入院医療管理、病室単位でできるものと2つございまして、そちらの中で勝浦病院では病室単位の部分を行うと。その中で、今先ほど申し上げましたように、いろんな準備も必要なんですけれども、一番取り組みやすく、うちの町にも合っているかなというふうな格好でそれを選んだという経過でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 私も地域包括ケア病床に携わったことがないので。入院期間は限度があると思うんですけど。それと、リハビリの専任って言いましたよね。5床ということは、5人で2単位で一人置くことはもったいないんじゃないですか。もっと点数がとれますよね、リハビリ。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 何床置くかというのが基準ではございませんで、基本的に1病棟、一つの病棟の中で病床を何ぼか取るにしても、1人は専任っていう基準がございます。

一応、1日の基準で言いますと、1単位っていうのが40分でございます。その40分の2単位で、平均2単位を患者さんにしなければならないというような基準もございます。うちが考えておりますのは5床で1日、できれば4単位ぐらいをやって回していけたらなというふうなことでは考えてはおります。1日の理学療法士さんの勤務時間が8時間と考えますと、1日にできる単位数が限られてきます。それで計算して、今の段階では患者さんが確保できるかどうかというふうなこともございますので、先ほどの答えをさせていただいたような結果でございます。

患者さんの確保、今1日平均理学療法士さんのリハビリを受けられている患者さんが15人から20人弱、そのぐらいおられます。全てをそちらのほうに持っていくというふうな格好でもない、基準がございますので、在宅復帰率が70%とか、そういうふうな基準がございますので、その中でそちらに持っていったほうが早く帰れるような患者様を選んで、そちらのほうに行くような格好になります。

上手に患者さんの数がふえてきますと、その1人の専任の方ができる範囲の最高ぐらいまで持っていくような格好で、5床を若干ふやすとかというふうなことは考えてはおりますけれども、今現在で申請しようとしているのが5床であって、最高であれば8床近くまではいけるのではないかなというふうなことは考えております。

それと、あわよくばでございますが、患者さん、その結果早く自宅に帰れる患者さんがふえてくるというふうなめどというか、そういうふうな結果が出ましたら、もう少しリハのほうをふやして、できるだけ自宅で療養できる方をふやすために、もう少し理学療法士さんをふやして、病床をふやすというふうなことも考えていきたいということは、先の計画としては若干考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） リハの1単位は20分ですよね。1人が2単位で40分ということやね。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 平均なんで。土日の休みとかあるし、先ほど言ったように、もう少しようけ平日にはやりたいです。

○3番（美馬友子君） 診療報酬はふえますけど、会計として一般の患者さんが払う負担金はふえないですよね、原則。その点はどんなですか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 点数がふえますので、一般論から申し上げますと、当然ふえるというのが一般論となってきます。ただ、先ほど申しましたように、1日当たりの点数というのが2,500点ぐらいになりますので、大体一月ぐらいはどうしてもリハビリされる方、治療も含めると超すようなことになるかと思えます。そうなりますと高額療養費の上限に大体かかってこられますので、今おられる患者さんについても、基本的にはそんなには上がらないのではないかなと。

それと、長期間のリハビリが集中してできないために起こる長期間の入院が短くなって早く帰られることを考えますと、患者様にとっても非常に魅力というかメリットは高いように考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 局長が言うたように、病床稼働率がふえるということやね。ベッドのコントロールがよくなるってということやね、早く帰るので。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） ある意味そういうふうなことにはなると思えます。今までリハビリが1日に、例えばですけれども、1単位しかできなかった方が2単位できると。詰めてやるほどリハビリのほうは効果が高いんで、1日1単位でやっていて、2カ月かかれた方が1カ月で帰られる、そうなるとう当然回転も早くなるとうふうには考えております。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 亜急性病床がとれなかったもので、次の段階にいったということとは私もすごくいいことだなと思うんで。それで、先ほどの看護部の教育も先を見ておりましたが、15対1ということは入院期間が長くおれる、そして患者さんが退院を迫られないので安心して療養にかかわれるっていうような今の体制から早期離床、そしてまた早期在宅に帰ると意識の改革もしなくてはいけないので、しっかり教育してほしいな、そういうことを思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） ほかに議案第2号についてございませんか。

6 番 節議員。

○6 番（節 公一君） 医師派遣の委託追加ということについて、この内容を知りたいんですが、説明があったん私が聞き逃しとんかもわからんのんですが。

どういう科目で、週どのぐらいとか、月どのぐらいとか、そこらあたりどんなんですか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 医師派遣につきましては、これは事業といたしましては県の僻地対策医療の医師派遣ということで、昨年までは内科医師が週 2 回、県からの派遣ということで外来治療等に来ていただいております。

それで、毎年医療政策課のほうに要望は出しているんですけども、昨年の要望でもう少し派遣数でもふやしていただけるなりができないかなというふうなことで要望いたしておりましたところ、ことしの 4 月 1 日からは週 2 日だったところを週 3 日、同じ先生でございますけれども、派遣をいたしましょうということで、内科医が 1 日、去年まで週 2 日だった分が、ことしからは週 3 日来てくれるようになったということでございます。それに対して、先生方の派遣料的な委託料が 1 日分ふえたというふうなことでございます。

ただ、これは毎年毎年その要望を繰り返すことによって、また県がそれに対してどうするかっていうのを決められることなんで、また来年度になれば減る可能性も当然ありますし、下手をするとゼロになる可能性もございます。これは、毎年毎年のご事情でございますので、ことしにつきましては、1 日ふえたということで非常に良かったんですけども、ずうっと続くというようなお話ではございません。

以上です。

○議長（国清一治君） 6 番。

○6 番（節 公一君） 1 日ふえたというのは、丸々 1 日、例えば半日とかというんじゃないくして。同じ 1 日でも、勤務時間はどんなもんなんですか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 丸 1 日来られるということでございます。

ただ、それが外来診療するのか、入院の部分をやられるのか、検査をするのかっていうのは、医院長、医師の皆様方で相談をさせていただいてやるってということにはなっ

ております。

ただ、うちの場合につきましては、4月からは火曜日に午前、午後、丸1日診療に入られております。その先生以外につきましては、今まで2日でしたので、そのかかりつけ医にされとる患者さんにつきましては、なかなか予約がとりにくかったような状況もございます。それが1日ふえましたので、そこらは若干予約もとれるような格好になって、患者様も短い期間で状況も確認しながら正しい治療、医療、指導等ができるようになってきているようなと考えております。

ただ、また来年新しく3日来ていただくようになった場合に、また医局のほうで相談してどういうふうな、検査のほうに半日は充てるよとか、そういうふうな変わる場合もございますので、あくまで今年度については、外来が1日、午前、午後、丸1日ふえたというふうな格好になっております。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） ちなみに週に1日ふえたちゅうことは、年間で言うたら51週、休みの関係があつて50日弱やつて、1日当たりの単価ちゅうのは、これやつたら単に割った数でええんですか。費用というか、委託料。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 今回の積算の根拠につきましては、今議員さん言われましたように、1日ふえた分の日当、それと若干宿直もお願いして入っていただくような格好をお願いしております、宿直手当の分も若干入っております。それと交通費に係る部分の増分、それを見込んだ金額でございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） 最後に、その基準、いわゆる待遇です。給料とほかの手当的なような。この待遇っていうのは、県のほうでは大体そんなもんなんですか、それとも勝浦町は特別にそれがちょっと安いとかということはあるんですか。ずっと前に近くの先生がよそに行ったときには、1日8万円ぐらいやつて言いよつたんやけど、それから考えたらえらい安いんかなというような気がするんですが。そこらあたり、ほんなら基準ちゅうのがあるんですか、県のほうの。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 基本的の県の基準に基づいてお支払いをさせて

いただいております。ただ、旅費というか通勤に係る費用とかはそれぞれになってこられますけども、金額的には非常に、表現が正しいかどうかはわかりませんが、リーズナブルな金額だと考えております。

○議長（国清一治君） 議案第2号について他にございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 今の関連で、そうやって要望を出した部分の医者の派遣が可能になった場合、簡単に説明してほしいんですけど、実際に同じ先生が週に何回か来てくれたほうが患者さんにとったらありがたいんですけど、せめて週1回ずつ来てくれたらありがたいんで、先ほど説明にあったように、かかりつけ医として患者として診てもらえるちゅう部分で患者さんはふえそうな感じはするんです。実際こういう医師の増員による経営的なメリットっていうのは、確実に上がるものなんですか、どんなんですか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 議員おっしゃるように、同じ先生がずっと来ていただくようになると、経営的にもかなりその方につく先生方、当然患者の皆様方にも合う先生、合わない先生、当然あると思います。そういうふうな点からいうと、先生を選べる、そういうふうなメリットも出てくると思います。

ただ、さっき今、今回補正で出しております先生はずっと県からの派遣ですので、来ていただいております先生なので、同じ先生が3日来ております。当然、その方につかれとる患者さんも多数おいでになられます。そのメリットはあるかとは思いますが。

あと、すぐに新しく患者さんがつくかどうかというところはちょっと時間はかかるとは思います。

蛇足ではございますけれども、徳大の先生方、今内科医で毎週、週1回、午前中だけ来られている先生もおいでなんですが、そちらの先生は1年でどうしてもかわってしまいますので、なかなか固定になる患者さんが来られないっていう部分もございまして、なかなかこちらのほうが収益にどうこうっていうのは非常に難しいかとは思いますが。

ただ、去年来られておられました内科の先生は、ことし日赤のほうに勤務されておりますので、割と若い先生が来られますので、いろんな大きな病院等にも行かれるこ

ともございますので、そういう面で言いますと、やっぱりそういう方の徳大から来られる先生につきましても、大体2人でかわりばんこぐらいに来られますので、ある程度かかられておれば、そういうふうなまた、日赤に行ったときにでもかかわりができるっていうようなところのメリットも若干あるかとは思っております。

以上です。

○5番（松田貴志君） 今、中央病院のほうから来られている先生に関しては、大分年数もたたれて、多分患者さんもある程度の人数もかかられていると思うんです。

やっぱりそこが一番大事なことであって、多分勝浦病院も常にお医者さんは募集されてます、広く募集されてます。そこらあたりでまだ、これはこれからの改築の話にもなってくる話なんで置いとこうと思うんですけど、あわせてこれも含めてなんですけど、今回理学療法士の募集をかけておられるじゃないですか。そこらあたりの募集をかけたときの反応、リアクシヨンの部分は今回はどうでしたか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 理学療法士さんの場合ですか。

正規職員の募集になりますので、今回は総務課のほうで募集をいただいたんで、問い合わせ先も総務課のほうだったんで、直接のかかわりっていうのはなかなかないんですけれども。

募集の前段として来なかった場合とかは非常に厳しいっていうところはございましたんで、私どものほうに勤務されている理学療法士の方にもできるだけ周知してあげてくださいよというようなお話はさせていただきました。そのときの感じからすると、正規職員であれば、勝浦町内で住みたいとか、帰ってきたいとか、そういうふうな方はおいでるようなというお話は若干聞いておりました。

ただ、それ以降については、やはり人事の話ですので、私どものほうでは余りかわっておらず、その程度しかわかりません。

以上です。

○5番（松田貴志君） やっぱり理学療法士、作業療法士、多分広く今回募集はかけていると思うんですけど、なかなか雇用環境が充実してきて、募集かけても集まらないような部分も出てきていると思うんですよね、看護師も含めて。だけん、そこらあたりで、これからいかに勝浦町全体で医療福祉に取り組んでいて、さらに住環境等の

整備もきちりできてますよっていう町の魅力っていう部分も合わせて発信せんかったら、お医者さんも含めてなかなか募集にどんどん送ってしてくれるような状況でないと思うんで。ここらあたりは町長も含めトップが先頭になって、しっかりと勝浦町の医療を守っていくちゅう心づもりで進めていってほしいなと思いますので。ここらあたりまた今後病院の話も出てくるので、そういった部分でも私意見していきますので、お聞きとめいただきたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第3号について質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第3号。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 重度心身障害者等ってどういうことを意味するんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 条例の名前が重度心身障害者等、この等に該当する部分がひとり親医療費の分と理解していただければと思いますが。

○3番（美馬友子君） 具体的に重度心身障害者ってどういう障害をいうんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 具体的にどういうふうに申し上げていかかわからんのですが、知的障害者、知能指数がおおむね30以下と判定され、または同等以下という者、次に身体障害につきましては1級に該当する障害者、さらに2級に該当する障害者のうち、引き続き3カ月以上、食事、入浴、排便等の日常生活常に介護を有しその状態に継続すると認められた者と分類されます。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） ありがとうございます。

全国に4万3,000人ぐらいおいでるっていう話なんですけど、勝浦町内では何人程度ぐらい、この条例に関する方がおいでるんでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 今回の改正が重度のほうでないもので、詳細までは調べてないんですけども、1級から7級までの障害者手帳をお持ちの実際の発行数で、28年4月1日現在で440と記憶しております。ただ、うち1、2級の人数まではちょっと記憶にないもので、申しわけございません。

○議長（国清一治君） 重度だけはわからんのな。440っていうのは障害手帳で、うち重度はわからんのやな。

○福祉課長（大西博己君） ちょっとわからんのです。

○議長（国清一治君） これ大事なことやけん。また後で。

○3番（美馬友子君） 家族とか保護者にとっては、窓口の支払いが不要になったっていうことでごくよかったなと思うんですが。

この10月1日から施行するのは、県とか国の指導なんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 一応、県下一斉で9月議会に条例改正が上がって、10月1日から一斉施行というふうな横並びのほうでいっております。といいますのは、医療機関との調整等ございますので。

○議長（国清一治君） 他に議案第3号についてございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは次に、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） それで、この議案第4号、7,000万円の予算であったと思うんですが、これ6,400万円で。

これについて、町内の建設業者うちゅうのは少ないんで、ややもしたら偏るっていう傾向もあるとは思いますが、今回は何社が応札して、そしてこれは予定の何%になるんか、そして次点との金額の差はどれくらいなんか、言うてください。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 7月4日の入札で、要綱に準じて、建築Aグループ6社としました。うち5社が応札しまして、最低落札業者の率でございますが、設計額に対しまして96.74%、落札業者の金額が5,998万円で、次点が6,100万円で2業者ござ

いました。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 6,000万円が2業者、何で、どういうこと。6,470万円で落しとんのに。

○福祉課長（大西博己君） 今、落札額は税抜き価格でございます。税抜きの比較設計額6,200万円に対しての落札額というのは、税抜き価格でございます。

○10番（大西一司君） 次点の人が税抜きで。

○福祉課長（大西博己君） 6,100万円。

○10番（大西一司君） 次点の人が6,000万円だろう。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○10番（大西一司君） これ高い仕事しとん。

（「違う違う，5,980万円」の声あり）

5,900万円なのか、これ。ごめん、ごめん。5,900万円何ぼ。

○福祉課長（大西博己君） 落札業者が5,998万円。96.74%です、設計額に対しまして。

○10番（大西一司君） 問うたんは、次点とどんだけ差があるかということ。

○福祉課長（大西博己君） 差があるかね。

○10番（大西一司君） ほうでないとわからんので。

○福祉課長（大西博己君） 次点の業者と102万円の差がございます。

○10番（大西一司君） しかないんやな。

何ともちょっと言いにくいんやけど、設計金額にえらい近いですねというような感想を持ちます。それだけ言わせていただきます。それだけです。

完成はいつですか。完成予定は。

○福祉課長（大西博己君） 一応、工期は3月24日と定めてますが、かなりゆとりを持った工期間にしてございますので、どんな不測の事態があるかわかりませんので、3月の早いうちには完成する予定です。

○10番（大西一司君） 正式には4月からスタートということ。

○福祉課長（大西博己君） そうです。正式には4月1日オープンで。

○10番（大西一司君） 終わります、私のは。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で総括質疑を終了します。  
お諮りします。

議案第1号，平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）から議案第4号，勝浦町子育て交流支援センター改築工事請負契約の締結についてまでを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので，本件は第二読会に付することに決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさんでした。

午前11時44分 散会